# シンガポールにおける 最新の商標権関連判例について



TMI総合法律事務所シンガポールオフィス 弁護士 関川 裕

## 第1 はじめに

周知のとおり、近年日本企業によるアセアン諸国への進出が加速しており、多くの日系企業が東南アジアで事業活動を行っている。その中でも、アセアンの中心に位置し、他のアセアン諸国への進出のハブとなるシンガポール共和国(以下「シンガポール」という。)への注目は依然高い。シンガポールは、国土面積が東京23区とほぼ同程度しかなく、人口も約550万人という小国であり、大国であるインドネシアやベトナムと比べると市場としての注目度は決して高くはない。しかしながら、国民の所得は高く、日本食や日本製品の人気も高いことから、シンガポールを市場として捉える場合、知的財産権の保護も重要な企業戦略となってくるため、シンガポールにおける知的財産権の権利化や執行制度への注目も高まっている。

この点、シンガポールの近年の知的財産制度の整備、拡充に向けた取り組みには目を見張るものがある。シンガポール政府は、2013年に「知的財産ハブマスタープラン」  $^1$ を発表したのを契機として、知的財産権に関連する様々な取り組みや新たな制度を発表している。例えば、シンガポール知的財産庁(Intellectual Property Office of Singapore:IPOS)は、2015年8月より、日本特許庁の協力の下、官民連携型の審査能力向上プログラムを開始し $^2$ 、その翌月である2015年9月にはアセアン加盟国で初めてPCT国際出願における国際調査機関(International Searching Authority:ISA)及び国際予備審査機関(International Preliminary Examining Authority:IPEA)として稼働することとなった $^3$ 。更に、ミャンマーを除くアセアン加盟国による特許審査協力(ASEAN Patent Examination Co-operation:ASPEC)の運用が実質的に開始され、シンガポールをハブとし、他のアセアン加盟国での早期の特許権利化を実現することが可能となった。

このような事象を背景に、シンガポールの知的財産制度への注目は一層高まっており、シンガ

<sup>1</sup> Intellectual Property (IP) Hub Master Plan (https://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Press%20 Release/IP%20HUB%20MASTER%20PLAN%20REPORT%202%20APR%202013.pdf)

<sup>2</sup> http://www.meti.go.jp/press/2015/08/20150826001/20150826001-1.pdf

ポールでの知的財産権の権利化に関して、日本企業の理解は相当程度進んでいる。その一方で、知的財産権の権利執行に関しては未だ情報が不足しているように感じている。これは、シンガポールでは、知的財産関連の紛争が和解によって終結することが多く、知的財産関連の判例が少ないことや、シンガポール最高裁判所(Supreme Court of Singapore)のホームページ<sup>4</sup>や「Singapore Law Watch」というウェブサイト  $^5$ における判決文の公開が一定期間(3か月間程度)に限定される  $^6$ ことに起因するものと思われる。

そこで、本稿では、シンガポールにおける知的財産権の権利執行の一端を紹介するべく、シンガポールにおける直近の知的財産関連判決のうち重要なものについて概説したい。なお、シンガポールでは特許権及び意匠権に関する判決数が年に数件と極端に少なく、直近において重要と言える判決が見当たらないことから、本稿では商標権に関する判決を紹介する。なお、本稿は判決内容を紹介することを主眼として執筆されたものであり、シンガポール法に関する法的助言は含まれておらず、本稿中意見にわたる部分は筆者の私見であって所属する法律事務所の見解ではない点に留意されたい。

## 第2 SUBWAY商標権侵害訴訟

#### (1) 事案の概要

本件は、シンガポールを含む複数の国で「SUBWAY」という名称のサンドイッチ店のフランチャイズビジネスを営み、シンガポールにおいても「SUBWAY」について登録商標権(以下「本件原告商標」という。)を有している原告が、本件原告商標登録前の1987年から、「SUBWAY niche」という名称でサンドイッチ、ニョニャ菓子、バブルティー、ローカルスナック等の販売店を運営している被告に対し、被告による「SUBWAY niche」という標章(以下「本件被告標章」という。)の使用が、①登録商標である本件原告商標に対する商標権侵害、②著名商標である本件原告商標に対する商標権侵害及び③コモンローに基づく詐称通用(パッシングオフ)に該当するとして被告に対して訴訟を提起した事案のシンガポール高等裁判所(High Court of Singapore)判決である。

シンガポール高等裁判所は、本件原告商標と本件被告標章の類似性を認めつつ、提供している料理や提供方法が異なることを理由に「混同」が生じないとして、商標権侵害及び詐称通用の成立を認めず、原告の請求を棄却した。本件は、「SUBWAY」という世界的に著名なレストランを運営している原告がシンガポールのローカルレストランである被告を訴えた事案として、シンガポール当地でも注目を集めた事案である。

#### (2) 本件原告商標と本件被告標章

① 本件原告商標

原告の有する本件原告商標は以下のとおりである。

<sup>4</sup> http://www.supremecourt.gov.sg/news/supreme-court-judgments

<sup>5</sup> http://www.singaporelawwatch.sg/slw/judgments.html

<sup>6</sup> 但し、LawNet (https://www.lawnet.sg/lawnet/web/lawnet/home) に登録すれば過去の判例も 見ることができる。